

関係事業者等及び特定職員等（柴島再構築整備事業）

1 対象事業に係る事業に係る業種として指定する業種

建設業（水道施設の建設及び維持管理に関するものに限る。）

製造業（水道施設に係る設備又は管材料の製造に関するものに限る。）

卸売業、小売業（水道施設に係る設備又は管材料の仕入卸売に関するものに限る。）

情報通信業（水道施設の維持管理に関するものに限る。）

金融業、保険業

技術サービス業（水道施設の設計及び維持管理に関するものに限る。）

専門サービス業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る助言、支援等に関するものに限る。）

サービス業（他に分類されないもの）（水道施設の維持管理に関するものに限る。）

2 対象事業に係る特定事業者の選定に関する事務に職務として携わる職員として指名する職員

氏 名	（参考）補職
田中 尚	理事
松田 弘	柴島再構築担当部長
鮫島 竜一	工務部柴島再構築担当課長
橋爪 拓人	工務部計画課企画調整担当課長代理
田中 貴之	工務部計画課担当係長（柴島再構築）

3 指定及び指名の期間

令和 7 年 4 月 23 日（水）から当該対象事業に係る特定事業者が選定される日までの期間